

親と子の健康づくり一覧（各種制度版）



各種申請

母子健康手帳の交付	対象	三田市に住民登録のある妊婦	交付場所	総合福祉保健センター(子ども政策課)、市役所2階(子ども政策課)、各市民センター(フラワー・ウッディ・広野・藍・さんだ)、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、まちづくり協働センター、有馬富士共生センター	
妊婦健康診査費の助成	対象	三田市に住民登録のある妊婦	助成方法	助成券による助成と償還払いによる助成があります。	助成額 106,000円
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(子ども政策課)	持ち物	【助成券の申請】母子健康手帳 【償還払いの申請】未使用の助成券・領収書の原本・母子健康手帳・振込先のわかるもの(最終の妊婦健康診査日の翌日から起算して一年まで申請可)	
	助成範囲	医療機関等で実施される妊婦健康診査費の内、保険診療適用外の費用が対象になります。妊娠反応検査や単独で実施された定期検査以外の検査は対象になりません。			
多胎妊婦健康診査費の助成	対象	三田市に住民登録のある多胎妊婦	助成方法	助成券による助成と償還払いによる助成があります。	助成額 25,000円
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(子ども政策課)	持ち物	【助成券の申請】母子健康手帳 【償還払いの申請】未使用の助成券・領収書の原本・母子健康手帳・振込先のわかるもの(最終の妊婦健康診査日の翌日から起算して一年まで申請可)	
	助成範囲	医療機関等で実施される妊婦健康診査の内、15回目以降に受診する妊婦健康診査が対象になります。			
☆産婦健康診査費の助成	対象	三田市に住民登録のある産婦 ただし、健診時及び申請時に三田市に住民登録がある者	助成方法	助成券による助成と償還払いによる助成があります。	助成額 1回上限5,000円を2回分
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(子ども政策課)	持ち物	【助成券の申請】母子健康手帳 【償還払いの申請】未使用の助成券・領収書の原本・母子健康手帳・エジンバラ産後うつ病質問票・振込先のわかるもの(産婦健康診査日の翌日から起算して一年まで申請可)	
	助成範囲	医療機関等で実施される産後9週未満の産婦健康診査費の内、保険診療適用外の費用が対象になります。			
未熟児養育医療	対象	出生後、三田市に住民登録があり、次のいずれかで医師が入院養育が必要と認めた乳児 ①出生時の体重が2,000g以下 ②養育医療意見書の「症状の概要」中、いずれかの症状がみられること	備考	指定養育医療機関での入院のみの利用となります。乳児の退院後の申請はできません。出生後15日以内に三田市子ども政策課へ書類を提出してください。	
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(子ども政策課)	持ち物	①養育医療給付申請書 ②養育医療意見書(指定医療機関の医師が作成したもの) ③世帯調書 ④対象のお子様の健康保険証の写し(未発行時は扶養する保護者分で可) ⑤住民税の証明書(申請日や世帯の状況で年度や対象者が変わります) ※詳しくはお問い合わせください	
新生児聴覚検査費の助成	対象	検査を受けた児の保護者で、市民税非課税世帯の者。ただし、検査時及び申請時に三田市に住民登録がある者	助成範囲・助成額	助成の対象となる検査は、生後6か月未満の児に対し出生後初めて実施する聴覚検査で、①自動聴性脳幹反応検査(AABR)②聴性脳幹反応検査(ABR)③耳音響反応検査(OAE)など。助成額は上限5,000円、または5,000円未満の場合はその額。(ただし、令和6年3月31日以前に生まれた児に対して実施した検査は上限3,000円、または3,000円未満の場合はその額。)	
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(子ども政策課)	申請方法	出生日から満1歳の誕生日の前日までに、次の書類を提出してください。 ①三田市新生児聴覚検査費助成金交付申請書兼請求書 ②領収書(新生児聴覚検査の種類・検査日等が確認できる診療明細書) ③母子健康手帳の写し(検査結果の記載があるもの) ④市民税非課税世帯であることがわかる書類(世帯調書・所得税の証明書等) ※詳しくはお問い合わせください。	
不妊治療ペア検査の助成	対象	妻が43歳未満であり、夫婦そろって不妊検査を受けた(受診間隔が1カ月以内)三田市内に住民票のある夫婦	助成範囲・助成額	医療機関で受けた医療保険が適用されない不妊検査費の7割分を助成。助成回数は夫婦1組につき1回限り。	
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(子ども政策課)	申請方法	検査を受けた日の同一年度内に、次の書類を提出してください。 ①三田市不妊治療ペア検査助成金申請書兼請求書 ②三田市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書(医療機関の証明が必要) ③領収書原本 ④事実婚関係に関する申立書(事実婚の場合のみ) ⑤振込口座が確認できるもの(通帳等)	

不育症治療費等の助成	対象	2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されている三田市 内に住民票のある夫婦	助成範囲・助成額	国内の医療機関で受けた医療保険が適用されない不育症の治療に要した医療費の2分の1、検査を要した医療費の10分の7を助成。ただし、1回当たりの上限は15万円。助成回数は1年度に1回。
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(子ども政策課)	申請方法	治療等を受けた日の同一年度内に、次の書類を提出してください。① 三田市不育症治療支援事業申請書兼請求書 ② 三田市不育症治療支援事業受診等証明書(医療機関の証明が必要) ③ 領収書原本 ④ 戸籍謄本(抄本) ⑤ 住民票の写し等居住を証明する書類 ⑥ ご夫婦それぞれの健康保険証の写し⑦ 振込口座が確認できるもの(通帳等) ※④～⑤については、三田市に住民票があり、市で確認ができる場合不要
☆低所得妊婦の初回産科受診費用の助成	対象	下記①～④の要件を全て満たす人 ①市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者 ②申請時かつ病院受診時に市内に住民登録がある者 ③市民税非課税世帯に属する人または生活保護世帯に属する者 ④市と医療機関等が、必要に応じて妊婦健診や家庭の状況等を共有することに同意できる者	助成範囲・助成額	初回産科受診時の妊娠判定に必要な検査、診察、その他医師が必要と認めた保険診療適用外(自費)で実施する費用。妊婦健康診査にかかる費用や選定療養費は対象外。助成額は、上限1回10,000円。
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(子ども政策課)	申請方法	窓口申請のみ。①申請書②世帯調書③妊婦と同一世帯全員の市民税の証明書(申請日や世帯の状況で年度や対象者が変わります) ※①②ともに窓口に準備しています。償還払いの申請には、受取口座を確認できる書類が必要です。詳しくはお問い合わせください。
出産・子育て応援給付金	対象	【1】妊娠届出を行った妊婦(妊娠届出時の面談を受けた方) 【2】出生した児を養育する方(新生児訪問時の面談を受けた方) ※【1】、【2】ともに申請時点で三田市 内に住民票を有する者	助成範囲・助成額	【1】妊娠届出を行った妊婦(妊娠届出時の面談を受けた方) 5万円 【2】出生した児を養育する方(新生児訪問時の面談を受けた方) 新生児1人あたり5万円
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(子ども政策課)	申請方法	【1】妊娠届出以降出産日の前日まで又は妊娠中断から3か月以内までに、次の書類を提出してください。①給付申請書 ②本人確認書類の写し(妊婦本人のもの) ③受取口座を確認できる書類 【2】生後4か月になる月の末日までに次の書類を提出してください。①給付申請書 ②本人確認書類の写し(養育者本人のもの) ③受取口座を確認できる書類
☆産後ヘルパー派遣事業	産後の家事・育児がお困りな家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児のお手伝いをします。			
	申請方法	右記二次元コードよりオンライン申請 ※妊娠中から相談可能です。		

※詳細に関しては、下記市ホームページをご覧ください。



<p style="text-align: center;">☆産後ケア事業</p> <p>※詳細に関しては、下記市ホームページをご覧ください。</p> 	<p>対象</p> <p>三田市に住民登録のある概ね1年までの赤ちゃんとその母親。 ※ただし、入院や治療が必要または感染症（疑いを含む）や事業利用に支障のある方は利用できません。</p>	<p>内容・利用額</p> <p>指定の施設にて、宿泊や日帰り、または助産師の家庭訪問により産後の体調管理や育児サポート（授乳・沐浴・育児相談など）を受けることができます。 自己負担額は、①宿泊型1泊2日につき6,000円②通所型・1日コース2,000円/回③通所型・半日コース1,000円/回④訪問型（2時間以内）1,000円/回で利用上限回数は、宿泊型・通所型の合計が7日（多胎児は合計10日）、訪問型が7回（多胎児は10回）。生活保護世帯または市民税非課税世帯は無料。 ※多胎児加算は、2人目以降1人につき上記自己負担額に加算されます。①宿泊型1,000円②通所型・1日コース500円③通所型・半日コース250円④訪問型（2時間以内）200円</p>
	<p>申請方法</p> <p>右記二次元コードよりオンライン申請 ※妊娠中から相談可能です。</p> 	

※☆印の問い合わせは、子ども政策課(市役所本庁2階・559-5079)まで。
それ以外は問い合わせは、子ども政策課(総合福祉保健センター・559-5701)まで。